

消防職員の懲戒処分について

職員の処分を行いましたので、お知らせいたします。

記

1 事案の概要（パワーハラスメント）

被処分職員は、令和6年4月から12月にかけて、同所属の部下職員1名に対し、部下職員のプライバシーの侵害や勤務中に他の職員の面前において、部下職員の人格を否定する発言を繰り返すなどの行為を複数回行った。さらに、部下職員の家族に関する内容を取り上げて揶揄する発言も複数回行った。これらの行為により、部下職員は、精神的苦痛を受け、体調を崩し、約4か月間にわたり勤務ができない状態となった。本件については、部下職員本人から所属上司への通報により発覚した。

2 被処分職員（ハラスメント発生当時）

館山消防署和田分署・副主査・消防司令補・40代・男性

3 処分内容

懲戒処分 給料の10分の1減給 3か月

4 処分年月日

令和7年6月2日

5 処分理由

地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」に抵触する行為であり、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、懲戒処分を行うもの。

6 管理監督者の処分

館山消防署長 厳重注意（文書）

消防長 厳重注意（文書）[組合理事長発令]

7 消防長コメント

このたびの消防職員による不祥事により、被害に遭われた職員及びご家族の皆様に、深くお詫び申し上げます。また、住民の皆様の信頼を損ねる結果となりましたことについても、重ねてお詫び申し上げます。住民の安全・安心を守るべき消防職員として、決してあってはならない行為であり、改めて職員の服務規律の確保とハラスメント防止を徹底し、全職員が一丸となって信頼回復に努めてまいります。

令和7年6月3日

安房郡市広域市町村圏事務組合

消防長 須藤 和英